

日立市監査告示第 5 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和 7 年 4 月 15 日

日立市監査委員 橋 本 仁 一

同 吉 田 修 一

## 財政援助団体等監査結果報告書

### 1 監査の対象

監査の種別	団体名
財政援助団体監査	公益財団法人 日立市スポーツ協会
公の施設（市民運動公園）の指定管理者監査	日立市スポーツ協会・ミズノグループ
公の施設（十王市民広場、高鈴少年広場、じゅうおう市民プール、日立武道館、多賀武道館、折笠スポーツ広場、諏訪スポーツ広場、十王スポーツ広場、河原子北浜スポーツ広場、中里スポーツ広場、会瀬スポーツ広場及び久慈サンピア日立スポーツセンター）の指定管理者監査	公益財団法人 日立市スポーツ協会

### 2 監査の着眼点

#### (1) 財政援助に係る出納その他の事務

##### ア 対象団体

- (ア) 事業は、計画及び交付条件に従って実施されているか。
- (イ) 出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。

##### イ 所管課

- (ア) 補助金の手続等は適正に行われているか。
- (イ) 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

#### (2) 公の施設の指定管理に係る出納その他の事務

##### ア 対象団体

- (ア) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (イ) 出納関係帳簿の整備及び記帳は適正になされているか。

##### イ 所管課

- (ア) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (イ) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

### 3 監査の実施内容

#### (1) 対象期間

令和5年4月1日から令和6年12月31日まで

(2) 実施期間

令和7年1月14日から令和7年3月24日まで

(3) 実施方法

関係書類を調査するとともに、関係者から説明を聴取するなどして実施した。

4 監査の結果

監査の結果、事務処理及び書類等の整備はおおむね適正であった。

以 上